

ひろしま子育てもっと応援事業実施業務委託仕様書

1 業務の名称

ひろしま子育てもっと応援事業実施業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 予算額

19,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務の目的等

(1) 目的

若年世代や子育て当事者を対象として、子育てに係るポジティブなイメージを浸透させること及び企業や社会全体の意識改革も図りながら、家庭内で夫婦（パートナー同士）が協力して家事、子育てに取り組む「共家事・共育て」を定着させることを目的とする。

(2) 背景

令和5年度に本県が実施した「少子化対策・子育て支援に関する調査」や、令和6年度に実施した県民と知事との車座会議において、子育てや教育に係る経済的負担や仕事と子育ての両立への不安等、「子供を持つことへのネガティブなイメージが先行している」といった意見があること等が明らかになった。

また、女性の就業率が上昇し、共働き世帯が増える一方で、国の「社会生活基本調査（令和3年度総務省）」では、女性の家事・育児関連時間は男性の約4倍となっているなど、依然として女性に家事・育児が偏っている傾向にあり、本県が令和6年度に実施した「ひろしま『共育て』大調査」でも、女性が家事・育児の多くを担っている現状や夫婦間の認識や満足度のギャップが明らかとなった。一方で、令和5年度に実施した本県調査では、男性既婚者の約半数が、家事・育児をもっと頑張りたいと思っている状況にある。

(3) 実施方針

「子育てに係るポジティブイメージの浸透」と「共家事・共育ての定着」に向けた取組について、イメージ浸透等で重なる部分は一体的に展開して相乗効果を図ることで、より多くの若年世代や子育て当事者への効果の波及を目指して取り組む。

また、共家事・共育ての当事者の多くが働いていること、意識や行動変容を阻む大きな要因として仕事の負担が挙げられている現状を踏まえ、「TEAM共家事&共育て」の協賛企業（R8.6時点：18社）を募集するなど企業向けの取組を実施しているところであるが、今年度は企業への取組を強化し、企業を通じて従業員への共家事・共育ての定着を図る。

5 業務の内容

次に掲げる業務を委託する。

(1) 「ポジティブイメージの浸透」及び「共家事・共育ての定着」（個人向け）

（予算額下限：8,000千円（消費税及び地方消費税を含む。））

ア 実施内容

① 県民参加型キャンペーン

- 参加者が子育てに係るポジティブなイメージを持つようになるとともに、夫婦（パートナー）間で家事・育児分担について話し合うきっかけとなるようなキャンペーンを実施すること。
- キャンペーン期間の十分な確保や広報、より多くの方が参加しやすい参加方法の検討など目標のキャンペーン参加者数達成に向けた工夫をすること。

② キャンペーン参加者以外にも波及する広報

- ・ 子育てに対してポジティブなイメージを持つきっかけや、夫婦（パートナー）間で家事・育児分担について話し合うきっかけとなるよう、県が作成予定の LP へ流入を図るため、WEB 広告等による広報を実施すること。
- ・ LP は、県において、県 HP 等に作成予定であるが、全体の構成案やホームページ掲載用の画像等、クリエイティブの制作を行うこと。
- ・ ターゲットの属性に適した方法により行うこと。

【参考県 HP】

- ・ [ひろしま子育て発見キャンペーン | 広島県](#)
- ・ [皆さまからの「共家事・子育て」エピソード集！ | 広島県](#)
- ・ [若年層と子育て当事者との意見交換会の開催について | 広島県](#)

イ ターゲット

- 県内在住の 18～49 歳の男女
(詳細)

- ・ ポジティブイメージの浸透：県内在住の 18～39 歳の男女
- ・ 共家事・子育ての定着：県内在住の 18～49 歳の既婚の男女

ウ 成果目標

- 5(1)ア①県民参加型キャンペーン
 - ・ キャンペーン参加者数：2,000 人以上
- 5(1)ア②キャンペーン参加者以外にも波及する広報
 - ・ LP への流入数：60,000 件以上

【関連指標】※年度末に県で調査予定

- ・ 結婚や子育てにポジティブなイメージを持っている若者（18～39 歳の男女）の割合
R7 実績：52% ⇒ R8 目標：53%

(2) 「共家事・子育ての定着」（企業向け）

（予算額下限：8,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。））

ア 実施内容

① 協賛企業を増やすための取組

- ・ 協賛企業の共家事・子育てを推進する取組の魅力が広く伝えられるメディア露出の企画を 10 件程度企画して実施する。

なお、企画 1 件につきテレビや新聞等のメディア露出が最低 1 回は担保されること。また、企画書の作成やブラッシュアップ、メディアとの調整を行うこと。

- ・ 「共家事・子育て」の定着にあたっては、家庭内の状況は様々である中で、家庭内で夫婦やパートナー同士で話し合い、お互いが協力し、納得した上で家事・育児を分担することが重要であるため、多様な考え方を尊重しつつ、男女間の対立構造を生むような企画とならないよう留意すること。

② 協賛企業の従業員へ共家事・子育ての実践を働きかける取組

- ・ 協賛企業が従業員に対して、主体的に共家事・子育ての定着に向けて意識や行動変容を働きかけることができるような啓発資材を複数開発し、協賛企業へ提供すること。

啓発資材の内容としては、子供のいない世帯・乳幼児のいる世帯・児童のいる世帯など、家庭状況やライフステージに応じた共家事・子育ての実践に資するものとなるよう工夫すること。

なお、乳幼児のいる世帯向けの内容については、今後育休取得を予定している者及び育休取得者が共家事・子育てを実践するきっかけとなるよう工夫すること。（育休取得者の育休の質向上に資するものとなるよう工夫すること。）

- ・ 協賛企業の従業員を対象に、共家事・子育ての家庭内での状況や、啓発資材の効果等についてアンケートを実施・集計すること。

イ ターゲット

- ・ 県内企業及び協賛企業の従業員

ウ 成果目標

○ 5(2)ア①協賛企業を増やすための取組

- ・ メディア露出回数：10 件程度
※内訳：テレビ5 件以上とし、新聞2 件程度、その他メディア3 件程度とする。
- ・ メディア露出に対する閲覧者数目標をメディア1 件ごとに設定すること。
- ・ 協賛企業の増加数の目標を検討・設定すること。

○ 5(2)ア②協賛企業の従業員へ共家事・子育ての実践を働きかける取組

- ・ 協賛企業従業員アンケート回答数：500 件以上

【関連指標】※年度末に県で調査予定

- ・ 家事・育児を頑張っている男性の割合（パートナーからの評価）
R7 実績：41.8% ⇒ R8 目標：60.0%

(3) 「共家事・子育ての定着」における効果検証

「共家事・子育ての定着」に向けて、「少子化対策・子育て支援に関する調査」で明らかになった定着が進まない要因や、5(1)・(2)で実施した業務の成果も踏まえ、当事者の意識及び行動の変容にどのような取組や啓発資材が効果的であるか検証し、報告すること。

(4) 若年世代と子育て当事者との意見交換（「ポジティブイメージの浸透」）

（予算額上限：2,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。））

令和7年度の開催内容（[若年層と子育て当事者との意見交換会の開催について | 広島県](#)）をベースとするが、効果的と考えられる開催方法等を自由に提案することを妨げるものではない。

ア 実施内容

① 開催概要

- ・ 若年世代と子育て当事者とがそれぞれ抱える課題や意見等について、忌憚なく意見交換できるものとする。なお、実施スケジュール等については、県と協議の上で決定し、必要な調整を行うこと。
- ・ 契約締結日から令和9年1月31日までを目安に5回程度開催し、うち1回は夫婦やパートナー同士（既婚・未婚を問わない）といったカップル単位で参加できるカップル会とすること。
- ・ 広島県内でバランスよく開催し、適切な会場について、県と協議の上で決定すること。

② 会場運営等

- ・ 全体計画・プログラム・進行表等を作成し、円滑に議論できるよう司会者を配置すること。
- ・ 効率的な会場運営・撤去を行うとともに、円滑な運営等に必要な手続きを行うこと。
- ・ 座談会当日のスケジュール調整等を行うこと。また、若年世代、子育て当事者ともに参加者は公募により募集すること。
- ・ なお、県と調整の上、参加者に対しては、報償費等を受託者において支給すること。
- ・ 参加者に対し、県が作成する内容により、アンケートを実施・集計すること。

③ 事後広報用の資材作成

- ・ 開催の様子を県HP等で公開するため、意見交換の様子の写真や議事録を作成すること。

イ ターゲット

- ・ 県内の子供がいない男女（概ね30代までの男女）

ウ 成果目標

- ・ 座談会開催回数：5回程度（うちカップル会の開催回数：1回）

(5) 効果測定及び報告義務

- ・ 業務委託期間における実施スケジュールを示した上で、業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に応じて的確に対応すること。
- ・ 成果目標の達成状況等について、定期的かつ県の求めに応じて報告するとともに、必要に応じて、改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。
- ・ 業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。なお、11月をめどに中間報告を行うこと。
- ・ 事業の結果分析及び評価、今後の展開について改善策提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。
- ・ なお、報告書の作成にあたっては、とりわけ「共家事・子育て」の定着に向けた取組について、今回の業務内容も含めてどのような取組が効果的と考えられるかという点について、分析・考察すること。

(6) その他

- ・ 個々の実施内容及びスケジュールについては、別途、県等と協議・調整した上で実施すること。
- ・ 実施に要する一切の経費は、本業務委託料の範囲内で受託者が負担すること。
- ・ それぞれの取組が相互に作用し、より効果的な取組となるよう工夫すること。
- ・ 以上の業務内容のほかに効果的と考えられる独自の提案を妨げない。

6 留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施に伴い知り得た県及び関係機関の機密情報並びに業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理すること。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、県と調整を行う責任者を明らかにすること。
- (3) 受託者の総括責任者は、十分な見識と業務実績や勤務実績がある者とし、本事業について、本県との調整や協議、本県への助言、提案、支援等に応じるものとする。
- (4) 本県との協議、打合せは勤務時間内に行うこととし、また、定期的な協議打合せは契約の範囲内において随時対応するものとする。
- (5) 受託者は、打合せ前に資料を共有するとともに、県との打合せ結果を記録にまとめ、速やかに県に提出するものとする。
- (6) その他、業務の実施に際し、県の要請に速やかに応じること。

7 秘密の保持

- (1) 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者は、県から提供により受領又は閲覧した資料等について、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県・参加者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 成果物

- (1) ひろしま子育てもっと応援事業実施業務企画書
- (2) ひろしま子育てもっと応援事業実施業務実績報告書
- (3) その他当該業務で作成した啓発やイラスト等の資料

9 契約に関する条件等

(1) 広告について

ア ブラックリストの活用や掲載先サイトの定期的な確認などを通じて、社会通念上、不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めること。

イ 不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

ウ その他広告価値毀損の課題「ビューアビリティ」、「アドフraud」についても、県に対する透明性を確保の上、十分な対策を行うこと。

(2) 再委託等の制限

受託者は、管理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し、承認を得なければならない。

(3) 業務の履行に関する措置

県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報（及び電磁的記録）を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律 57 号）、別記「機密情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。